

情報公開規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)の運営における透明性を確保し、本協会に対する社会的信頼を高めるとともに、会員及び社会一般の本協会の事業活動に対する理解と支持を得ることを目的として、本協会に関する情報の公開について必要な事項を定める。

第2条(基本方針)

本協会は、法令、定款及び本協会が定める諸規程に従い、本規程に基づき、本協会に関する情報を自主的かつ積極的に公開するものとする。

2 本協会は、情報の公開に当たっては、正確性及び速報性に配慮するとともに、個人情報及び第三者の権利利益の保護に十分留意するものとする。

第2章 公開情報の範囲

第3条(公開対象書類)

次の各号に掲げる書類は、原則としてこれを公開する。

- (1)定款
- (2)事業計画書及び収支予算書
- (3)事業報告書及び決算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を含む。)
- (4)役員及び社員の名簿(役員報酬・費用弁償に関する規程を含む。)
- (5)社員総会及び理事会の議事録(個人情報その他公開になじまない事項を除く。)
- (6)本規程を含む本協会が定める諸規程
- (7)JPC ガバナンスコードその他外部の適合性審査に係る自己説明書及び審査結果
- (8)その他理事会が公開を適当と認める書類

第4条(公開の方法)

前条各号の書類は、次の各号のいずれか又は複数の方法により公開する。

- (1)本協会が管理するウェブサイトへの掲載
- (2)本協会事務局における書面の備置き及び閲覧への供与
- (3)内閣府 NPO 法人ポータルサイトその他行政機関が運営する公開システムへの掲載
- (4)その他理事会が適当と認める方法

第3章 情報公開の手続

第5条(閲覧請求)

本協会の社員及び利害関係人は、事務局に対し、書面又は本協会が指定する方法により、第3条各号に掲げる書類の閲覧を請求することができる。

2 事務局は、前項の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じなければならない。

第6条(写しの交付)

前条の規定により閲覧をした者は、事務局が別に定める実費相当額を負担することにより、当該書類の写しの交付を請求することができる。

第7条(回答期限)

事務局は、第5条の請求を受けた日から2週間以内に、閲覧の可否及びその方法を請求者に通知するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 不開示情報

第8条(不開示とする情報)

次の各号に掲げる情報については、これを公開しないものとする。

- (1)個人のプライバシーに関する情報(選手、指導者、審判員等の心身の状態その他の要配慮個人情報を含む。)
- (2)法人その他の団体の正当な利益を害するおそれのある情報
- (3)公開することにより本協会の事業運営に著しい支障を及ぼすおそれのある情報
- (4)法令の規定により開示が禁止され、又は制限されている情報
- (5)その他理事会が非公開とすることを相当と認める情報

第9条(部分公開)

前条各号に該当する情報が記載された書類であっても、当該情報を除いた部分を公開することが可能な場合には、その部分について公開するものとする。

第5章 管理体制

第10条(管理責任者)

本規程に基づく情報公開に関する事務については、事務局長がこれを統括する。

第11条(苦情対応)

情報公開に関し会員その他の者から苦情又は異議の申立てがあったときは、事務局長は理事会に報告し、理事会の指示に従い適切に対応するものとする。

第12条(書類の保存)

公開対象書類の保存期間及び保存方法については、別に定める文書管理規程の定めるところによる。

第6章 雑則

第13条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。